CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 JAN (Vol.80)

CONTENTS

海外拠点ニュース　米国の採用面接事情 2
株式会社中国銀行　ニューヨーク駐在員事務所
新興国ニュース　第８０回　海外最新ビジネス情報 4
株式会社東京コンサルティングファーム
タイ法令の最新情報 9
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)　(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
【日本人のためのインドネシア確定申告ガイド】＜インドネシア＞ 13
PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）　榮 颯馬氏
法人税の見積納税制度に関する改正について　＜マレーシア＞ 16
Kato Business Advisory （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） Managing Director
日本国公認会計士　加藤 芳之氏
＜香港の冬の過ごし方＞ 18
香港マイツビジネスコンサルティング
中国子会社に対する親子ローンにかかる留意事項
～外債投資枠に係る投注差 VS マクロプルーデンス方式と、日本の移転価格税制の規定変更～ 20
株式会社マイツ　国際事業部　中国室室長　米国公認会計士　古谷 純子氏

株式会社　中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内１－１５－２０
TEL：086-234-6539
香港支店　cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店　cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所　cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所　cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所　cbk_bang@fr-chugin.jp

・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース
米国の採用面接事情

株式会社中国銀行
ニューヨーク駐在員事務所

コロナ後の米国では、急激な需要回復に伴い企業の人手不足感が強まり、大幅な賃金インフレが発生しました。最近は労働市場のひっ迫感はやや和らいでいるものの、引き続き雇用は堅調に推移しています。今回は日本と大きく異なる「米国の採用面接事情」について紹介します。

1. 米国における採用面接の特徴

書類選考を経て面接するという流れは日本と米国で大差ありませんが、米国では「実力主義」という色合いが強く、人柄よりも「能力やスキル」を重視する傾向にあります。求人では「Job description（職務経歴書）」によって応募に必要なスキルや必須事項、ジョブタイトルなどが明確化されています。

また、履歴書においては、年齢や性別を記載する欄は無く、顔写真も添付しません。日本には「ドアのノックの仕方」「手の置き方」など特有のルールがありますが、米国ではマナーは特に重要視されない傾向にあります。

2. 採用面接時の禁止事項

「人種のるつぼ」である米国では、公平性を非常に重視します。企業は、連邦、州、市、郡などの法律に則り採用活動を進める必要があり、面接官の思いがけない一言が後に大きなトラブルや訴訟に発展するケースもあり得るため慎重な対応が必要です。

「出身はどこですか？」。日本ではごく当たり前の質問ですが、米国の採用面接でこのように出身地を聞くことはタブーになります。

3. 雇用差別防止に関する法律の一例

米国では雇用や解雇、昇進・降格など、あらゆる場面で差別を禁止する法律が制定されています。

「特定の特徴を持つ求職者や従業員」は差別やハラスメントから守られており、これらのグループは「Protected Class」と呼ばれ、一例として、性別、人種、肌の色、出身国、年齢、宗教、障害、妊婦などの項目があります。

法律名	概要
公民権法第７編（1964年）	・雇用差別の禁止を規定した連邦の基本法。 ・人種、皮膚の色、宗教、性、出身国に基づく雇用差別を禁止。 ・同法の執行を監視・管理する機関として「機会均等委員会（EEOC）」を設置。
雇用者年齢差別禁止法	・40歳以上の個人に対する、年齢を理由とする雇用に関する差別を禁止。 ・採用募集要項に、例えば「35歳以下」「新卒者」などの条件をつけることは違法。 ・年齢を理由とする職業紹介の拒否、その他の差別をしてはならない。
障害を持つアメリカ人法	・障害を持つ個人に対して、障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止。 ・雇用者は、障害を持つ個人に対して合理的な便宜を図らなければならない（既存施設の改善、時間割の再編、機器の改良など）。
妊娠差別禁止法	・妊娠、出産、または妊娠・出産に係る健康状態を理由とした女性の雇用差別を禁止。

4. 不適切な質問例

米国では業務に直接関係の無い事は採用時の判断基準にすべきではないと考えられており、下記のような質問を採用面接時に実施した場合、後に訴訟されるリスクが高まります。

日本では全く問題ないような質問が米国では違法となるため、採用面接や人事面接時には十分に注意する必要があります。

・あなたは米国市民ですか？
・あなたの母国語は何ですか？
・おいくつですか？
・性別を教えて下さい。
・何歳まで働くつもりですか？
・そのお名前は旧姓ですか？
・ご家族はお元気ですか？
・借入はありますか？
・どこにお住まいですか？

5. おわりに

今回は米国での採用面接事情についてご紹介しました。日本と米国の採用面接時の特徴を比べると、方法や慣習に大きな違いがあることが分かります。

ニューヨーク駐在員事務所では引き続き現地の情報をタイムリーに提供させて頂きますので、何かお困りの際にはお気軽にご相談下さい。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：**新住所　＊1 月 26 日より移転**
420 Lexington Avenue Room 1632,
New York, NY 10170 USA
TEL： 212-371-7700

所在地：旧住所
150 East 52nd Street, 17th Floor,
New York, NY 10022 USA
TEL： 212-371-7700
FAX： 212-371-7173

新興国ニュース
第８０回　海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン・シンガポール・インドネシアの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

~フィリピン~

■ BIR より複数の申請がオンラインで可能にへ

フィリピンの内国歳入庁である BIR(Bureau of Internal Revenue)は 2023 年 10 月 13 日に Revenue Memorandum Circular No.109-2023 を発行しました。

ここでは、納税者が各対象の手続き申請をオンライン上で出来るようになったことが記載されています。

the Taxpayer Registration-Related Applications、略して TRRA のポータルサイトは 2023 年 10 月 16 日から運用が開始されています。

下記項目は TTRA ポータルサイトを通してオンライン提出/申請ができます。

1. E.O 98(フィリピンに居住を持たない外国企業や外国人等）や ONETT(旧システム）の対象となる税務番号（TIN)の申請
2. OFW（Overseas Filipino Workers；海外で働くフィリピン人労働者）と非居住者の登録
3. 領収書発行権限の申請
4. 申請シート S1905 を使用したメールアドレスの更新
5. 従業員およびその他非ビジネス納税者の変更
6. 既婚女性の旧姓からの変更

TRRA の機能を使用するには、納税者は BIR eService から TRRA ポータルサイトにアクセスをする必要があります。

その他、当該手続きに関する注意事項は下記のとおりです。

・4 MB を超えない容量の PDF ファイルにスキャンコピーをする必要があります。
・必要書類のリストおよびフォームはポータルサイトから閲覧できます。

■ SEC が年次含むコンプライアンス遵守のモニタリング強化と Amnesty の提出期限延長を発表

フィリピンの証券取引委員会である SEC（Securities and Exchange Commission）は 2023 年 10 月 20 日に Press Release Reference No.2023－80 を公表しました。

ここでは、共和国法第 11232 号またはフィリピン会社法改正（RCC）に基づき、企業が報告義務を遵守していない場合には厳格な執行措置を講じるよう警告しています。

RCC の第 177 条はフィリピンで事業を行う国内外のすべての企業は、報告要件の中でも特に年次財務諸表（AFS）および一般情報シート（GIS）を毎年、期限内に SEC に提出しなければならないと規定しています。

SEC は 10 月 18 日付の通知で、設立日から 5 年以内に GIS を提出しなかった場合に設立証明書を取り消される危険がある 22,403 社の一般企業のリストを発表しています。

また、SEC は別の通知で 5 年間に 3 回連続または断続的に GIS の提出を怠った 29 万 8,335 社の一般企業のリストも公表しています。

RCC 第 177 条は、委員会が企業を滞納ステータスに置くことができるとも規定しています。

SEC は GIS 等の報告要件を一定期間怠っている企業に関しては、場合には企業が活動していないと判断をし、設立を無効にする恐れもあります。

このようにモニタリングの強化が行われ始めた背景としては、金融活動作業部会（FATF）などの

国際基準によって設定された要件に準拠しており、GIS 内の受益所有権情報を含む関連企業情報が委員会内で容易に利用できるようにするためだとされています。

報告要件を遵守しなかった場合、違反した企業は RCC に基づいて規定されているように、罰金、延滞ステータス、設立証明書の停止および取り消しなどの罰則が科せられます。

そのため、以前もニュースレターで何度かお知らせしました SEC に対する救済措置(Amnesty)の申請をすることが未コンプライアンス事項のある企業にとっては重要なります。2023 年 12 月 31 日までの申請および 2024 年 1 月 31 日までの必要書類提出、と期限が延長されているため、これまでに必要書類の提出を行い申請ができないと、本来のペナルティ額から最大で 1,900%にも引き上げられる可能性があります。

準拠していない企業は、2024 年 1 月 31 日までに最新の GIS および AFS を eFAST にアップロードして提出する必要があります。停止および取り消された企業は、停止または取り消しを解除するためのそれぞれの請願書を提出する必要があります。

~シンガポール~

■シンガポールの法人口座開設なぜ難しい！？

会社登記完了後、多くの企業はシンガポール地場の銀行の口座の開設を行います。プロセスは透明かつ効率性が高く一部銀行では、サイナーの渡星なしにオンラインでの面接のみで開設を完了することができ ます。一方で、資金洗浄や不正資金供与などのリスクを最小限にすべく、シンガポールの銀行ではデューデリジェンスが厳格に行われます。そのため、多くの日系企業が、会社登記は完了したものの、銀行口座がなかなか開けず、ビジネスが開始できないという事態に陥ります。今回は、そんなシンガポールでの法人口座の開設の難しさと、開設のためのポイントについて解説していきます。

1.厳格さを増した新規設立法人の口座開設審査

もとより開放的な経済・金融政策をとっているシンガポールでは、必然的に多くの資金の出入りが発生します。そのため不正資金の流入に対しては元よりかなり警戒していたシンガポールですが、パナマ文書の発表以降、更にその警戒が高まりました。政府が特に警戒するのは、シンガポールで口座開設を使用とする際に、その口座の Beneficiary（受益者）が、シンガポールの居住者ではない場合です。法人が口座を開設する場合は、銀行をその会社の株主の居住地を判断します。国の金融機関に対してのガイドラインも厳格化されている状況で、コンプライアンス順守のための負担が多い、外国居住者の口座（株主が外国にいるシンガポール法人の口座を含む）の開設をためらうのも無理がありません。

2．厳しい KYC プロセスとその対策について

勿論、非居住者の口座であるからと言って、必ずしも開設できないというわけではありませんが、銀行内で開設の稟議を通すためには、信用力を担保するのに十分な量の資料を入手する必要があります。従って、KYC（Know your Customer)といわれる審査手続きの負担は軽くはありません。具体的に、銀行が気にするチェックポイントは大きく 2 つあります。 1 つは、会社概要です。新規に設立したばかりの法人の HP は当然作ってないことの方が多いので、その場合親会社の概要を共有する必要があります。（株主が個人であれば、個人の履歴書などの提出も求められることも少なくありません。） 2 つ目は、ビジネスについての理解です。簡単に言えば、本当にシンガポールでビジネスを行う予定があるのかの確認をするということです。そのため、口座もまだ開設できておら

ず、ビジネスはまだこれから、という状況にも関わらず、見込み顧客のリストや、Pro Forma Invoice（見込み請求書）などの資料の提出を要求されます。大規模なビジネスであれば、予め十分なコネクションを現地で確保したうえで、会社の設立を行うということは往々にしてあるため、提出が不可能な資料ではないかもしれませんが、シンガポールに進出する多くの企業はこの限りではなく、多くは小さな資本で、スモールビジネスとしてスタートします。だからといって、銀行提出用のために、存在しない見込み顧客リストを無理矢理作り、偽の資料を作ることはむしろ逆効果です。発覚すれば、二度とシンガポールで口座を開設できなくなるどころか刑事罰に問われる可能性もあるので、絶対にやってはいけません。提出できない資料は、提出できないと正直に答えたうえで、別の方法で会社の収益見込みや安全性を説明していくのが、スモールビジネスの口座開設のセオリーです。親会社がそれなりの規模のビジネスを行っている会社であれば親会社側の実績をアピールしてもいいですが、もし簡単な事業計画表を作成できるようであれば、それを作成し提出できればより効果的です。（会計事務所等のレビューを経ていればより効果的ですが、マストではありません）

3．日系メガバンクや外資系の銀行での口座開設はどうなの？

日系メガバングのシンガポール支店での開設は、日本での取引があることが大前提となります。その他にも、デポジット額の要件等がある場合があります。もし日本で既に付き合いがある場合は、開設チャレンジしてみてもいいかもしれません。外資系の銀行の場合は、新規設立会社にとっては、地場の銀行以上に難易度が高いと言わざるを得ず、該当国でのビジ ネスがある （例えば State Bank of India（SBI）であれば、インドでの取引がなければ難しい等）、もしくは株主に圧倒的な資本力とブランドがある等でなければ、殆どの場合、新規法人の口座開設は至難の業です。しかし、外資銀行の口座を持っていることのメリットは多く、例えば米系の銀行は為替レートの競争力も高く、海外ビジネスを行う場合は非常に有利に働きます。決算を２～３周ほど終え、シンガポールでのビジネス実態を確立したうえで、２個目、もしくは３個目の口座として開設にチャレンジするのはありかもしれません。

■ *ACRA によるペーパーカンパニーの強制登記抹消について*

シンガポールは、投資及び撤退のハードルの低さから毎年多くの新規法人の設立、及び清算が行われています。清算については、当然会社が任意で行うことが一般的ですが、会社以外が主導で行われる特殊なケースもあります。ここではその中から、ACRA（登記局）によって、ペーパーカンパニーの Strike Off（登記抹消）を行うケースについて解説していきます。

1．ACRA による登記抹消

会社法 Section344 の定めによると、客観的に、ビジネスや活動を行っていないと判断するに足りる状況がある場合、会社は ACRA によって登記抹消通知を受け、その後登記抹消対象として法人名が官報に掲載されることとなります。投資のハードルが低い分、登記後なんら活動が行われないままほったらかしにされる、いわゆる”ペーパーカンパニー”が多くなりやすいシンガポールの現状を踏まえて、これ以上いたずらに実態のない会社が増え続けないように、当局の判断で登記抹消できるようにした制度といえます。こういった会社は資金洗浄などの不正の温床にもなりやすいため、国は特に警戒しています。

2．もし間違った通知が来てしまったら！？

会社が登記抹消対象の候補になると、通知が取締役や秘書役宛などにその旨が書かれたレターが送られます。もし、ビジネスを行っているにもか

かわらず、当局の誤りでこの通知が届いてしまった場合は、秘書役等を通して Objection（異議申し立て）を Bizfile のページより提出することができます。通知期間が、レターの発行日から３０日と、かなり短くきられてしまっているため、なるべく早く提出することが必要になります。また、実態としてビジネスを行っていたとしても、年次報告（Annual Return）などのコンプライアンス業務を怠っていると、ペーパーカンパニーと認識され、通知が届いてしまう可能性があるので注意が必要です。

３．務めた会社で登記抹消が続くと、取締役の資格剝奪？

会社取締役（Director）は、取締役を務めた会社が 5 年以内に 3 社 Strike Off（登記抹消）となった場合、取締役はそれ以降別の会社で取締役の役職に就くことができなくなります。これは、任意の登記抹消だけでなく、今回紹介した ACRA による登記抹消も含まれます。会社の運営に全く責任を負わない、名義取締役にも影響が出てしまう可能性がある点、注意が必要です。

今回は以上となります。口座開設や、法務のご相談もお待ちしております。

~インドネシア~

外貨建て債務の報告書について

インドネシアでは外貨建ての債権債務を持つ際にいくつかの規制がありますので今回は 2 つご紹介します。1 つ目は、外貨建ての借入金の規制です。

インドネシア子会社に対して、貸付により資金援助を行いたいと考える企業は多くありますが、外貨での借入を行う場合 Bank Indonesia が認定した格付け機関による BB-以上の格付けが必要とされています。

なお、親会社からの借り入れについては親会社の保証を代用することは可能です。

2 つ目は、中央銀行への報告です。外貨建ての債権債務を持つ企業は毎月(ULN)、四半期(KPPK)、年次(KPPK)での中央銀行への報告が必要になります。また、年次の報告には公認会計士のサインが必要なため自社だけで対応することはできず対応コストが発生します。

【報告スケジュール】
月次：　翌月 15 日まで
四半期：各四半期 3 か月以内
年次：　会計年度終了後 6 か月以内

【罰則】
遅延：　5,000,000IDR
未提出：10,000,000IDR

規制を知らずに外貨建て債務を持ってしまう、または親子ローンを組んでしまっているケースもありますので、インドネシア子会社において外貨での取引を行う際は事前に規制をご確認ください。

以上、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL　http://wiki-investment.com/)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

科学・技術・工学・数学（STEM）分野の高度技能取得に関する所得控除について

下記STEM分野の技能取得のための費用の所得控除の適応期間を延長することが、2023 年 11 月 14 日に発表されましたので、お知らせ致します。

1. STEM 分野の高度技能取得のための講習、セミナー受講費用の 150%の所得控除

従業員が科学・技術・工学・数学（STEM）の分野の高度技能取得のため受講した講習、セミナー費用の 150%を所得控除できます。

対象期間: 2023 年 1 月 1 日 - 2025 年 12 月 31 日

＜条件＞

1. このコースは、高等教育・科学・研究・イノベーション省または、東部開発政策委員会（EEC）、またはデジタル経済振興事務所、または Center of Robotics Excellence（CoRE）のいずれかによって承認されたものでなければならない。

2. 学習またはトレーニングプログラムは 2025 年 12 月 31 日までに開始されている必要がある。

3. 学習またはトレーニングは、雇用主であるその法人または法人パートナーシップの事業、または利益のために行われ、他の税制上の優遇措置、例えば他の税法の措置や BOI などの優遇を受けていない場合に限る。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
TAX-EZ

2. 特定の高度技術者(STEM)の雇用により生じる費用の 50%の所得控除

特定のターゲット産業において事業活動を行う法人は、高度技術者(STEM)雇用のために発生した費用の 50%を所得控除をすることができます。

＜条件＞

1. 所得税控除は勅令（第 739 号）に基づく免税措置
2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間の雇用費

2. 科学、技術、工学、および数学の分野で高度なスキルを持つ個人であるか、またはタイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局によって「STEM」として認定された個人である必要がある。
https://www.nxpo.or.th/th/

3. 雇用される職位は、タイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局の認証を受ける必要がある。
https://www.nxpo.or.th/th/

4. 企業は、高度なスキルを持つ従業員の詳細を示す報告書を作成し、会社で保存、従業員が確認できるようにする必要がある。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
TAX-EZ

タイ国外源泉所得について

2023 年 9 月 15 日、歳入局は、タイ国外より持ち込んだ国外源泉所得を有するタイ居住者に対する個人所得税に関する、歳入局通達 No.Paw. 161/2566、Paw. 162/2566 を公布しました。

歳入法典 第 41 条第 2 項に定める、タイ国外における職務や事業活動による所得または国外資産より歳入法典 第 40 条に基づく課税所得を有するタイ居住者に対し、歳入局職員が調査・助言する際の実務指針として、歳入局は以下の通達を発行しました。詳細は以下の通りです。

第 1 項:歳入法典 第 41 条第 3 項に規定するタイ居住者が、歳入法典第 41 条第 2 項に基づきタイ国外で行われる職務もしくは事業活動による所得、または資産による所得を有する場合、
当該国外源泉所得をいずれの課税年度においてタイに持ち込んだ場合においても、
当該所得を歳入法典 第 48 条に基づき個人所得税の所得計算に含める必要があります。

※本通達は、2024 年 1 月 1 日以降に国外からタイに持ち込まれる所得に対して適用されます。
※本通達は、2024 年 1 月 1 日以前に発生したタイ国外源泉所得に対しては適用されません。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
TAX-EZ

TESGファンド（環境・社会・企業統治）に関する所得税控除について

タイの ESG ファンドに投資した場合、所得の 30%、ただし 100,000 バーツを超えない範囲で控除が可能です。2023 年 11 月 21 日に閣議で承認されました。※現時点では官報に公示されていません。

事項	要点	
1 権益を受ける人	収入がある個人 （有限会社や法人でない個人、およびまだ未相続の財産は含まれません）	
2. 特典の利用条件	**TESG ファンドを購入**	**TESG ファンドを売却**
	2023 年 11 月 21 日から 2032 年 12 月 31 日までに購入した TESG ファンド。また、TESG ファンドの購入日より 8 年以上保有する必要があります（ただし、死亡や高度障害を負った場合は除きます）。また、ファンドを購入した銀行に対して控除を希望する旨を通知する必要があります。	購入日より 8 年以上経過している必要があります（ただし、死亡や高度障害を負った場合は除きます）。
3. 利益	**TESG ファンドを購入**	**TESG ファンドを売却**
	購入した課税年度において、100,000 バーツを超えない範囲で、課税所得の 30%に相当する金額まで、TESG の投資額を控除する権利があります。	TESG からの投資信託の償還によって得られた金銭または利益は、所得税計算に含める必要はありません。（ TESG 購入時に所得から控除済みの投資金額と当金額から発生した利益は除く ）

※詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

TAX-EZ

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国･アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
【所在地】
1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110
【Mail】info@aapth.com
【URL】http://www.aapth.com

【日本人のための インドネシア確定申告ガイド】 ＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアでの確定申告は日本人にとって未知の領域かもしれませんが、知っておくべき重要なポイントがあります。まず、インドネシアでは毎年3月31日が個人の確定申告の締め切りであり、e-Filingシステムを利用することが主流となっています。また、日本との租税条約により、二重課税を避けるための手続きが必要な場合がある点も留意が必要です。

●インドネシアでの確定申告の基礎知識

インドネシアで働く日本人にとって、税制の違いによる確定申告の手続きは重要なポイントです。インドネシアでは、年末までに所得と支払った税金を申告する必要があります。このプロセスには、個人番号（NPWP）の取得、所得の種類に応じたフォームの選択、そして必要書類の提出が含まれます。日本の税制とは異なり、インドネシアでは海外での収入も申告対象となるため、国際税務の知識が求められます。

1. 個人所得税の税率と計算方法

インドネシアでの個人所得税の税率は累進制であり、以下のような税率が適用されます。

1. 年収50百万ルピアまで：5%
2. 年収50百万ルピア超え250百万ルピアまで：15%
3. 年収250百万ルピア超え500百万ルピアまで：25%
4. 年収500百万ルピア超：30%

例えば、年収が600百万ルピアの場合、税金の計算は以下のようになります。

- 最初の50百万ルピアに対しては2.5百万ルピア（50百万ルピア x 5%）
- 次の200百万ルピアに対しては30百万ルピア（200百万ルピア x 15%）
- 次の250百万ルピアに対しては62.5百万ルピア（250百万ルピア x 25%）
- 最後の100百万ルピアに対しては30百万ルピア（100百万ルピア x 30%）

合計すると、年収600百万ルピアの場合の税金は125百万ルピアになります。

ただし、これは単純な例であり、実際にはさまざまな控除や免除が適用されることがあります。したがって、確定申告を行う際には、個人の状況に応じた控除を適用し、正確な税額を計算することが重要です。また、税法は変更されることがあるため、申告の際には最新の情報を確認する必要があります。

2. 確定申告の対象者となる日本人駐在員

インドネシアで確定申告の対象となる日本人駐在員は、特定の税務規定に従って収入申告を行う必要があります。具体的には、インドネシア国内で収入を得ている日本人駐在員、またはインドネシア外の収入に対してインドネシア国内で税金が課される場合が該当します。これには、給与所得だけでなく、賃貸収入や投資収益なども含まれます。インドネシアの税法に基づき、これらの収入に対して適切な確定申告を行うことが求められるため、日本人駐在員は税務知識を身につけ、期限内に申告する必要があります。

●申告期限と遅延時のペナルティ

インドネシアに居住する日本人の方々にとって、確定申告は避けて通れない義務です。通常、インドネシアでの確定申告期限は毎年3月31日までと定められており、この日付を過ぎるとペナルティが適用される可能性があります。遅延した場合のペナルティは、未納税に対して月2%の割合で計算され、最大で24ヶ月

まで適用されることがあります。このため、申告期限内に正確な申告を行うことが非常に重要です。インドネシアの税制は複雑で変更も多いため、日本人駐在員は地元の専門家の助言を求めることが推奨されます。確定申告を適切に行うことで、不必要なペナルティを避け、安心してインドネシアでの生活を送ることができます。

●日本人が知っておくべき インドネシアの税金対策

インドネシアでビジネスを展開する日本人にとって、確定申告は避けて通れない重要なプロセスです。まず、インドネシアでは毎年 3 月 31 日が個人の確定申告期限であり、適切な税金対策が求められます。日本人が特に注意すべきは、居住地に基づく課税原則で、インドネシア国内で 183 日以上滞在すると税務上のレジデントと見なされます。そのため、二重課税を避けるための条約を理解し、適切な申告をすることが必要です。また、インドネシアでは税務署への報告だけでなく、必要な書類の準備や適正な税額の計算も重要な税金対策となります。

1. 税金控除と還付の可能性

インドネシアで働く日本人の確定申告は、税金控除と還付の機会を知ることで節税につながります。例えば、個人の給与所得者は、基本控除を受けることができ、さらに家族を扶養している場合は追加の控除が適用されることもあります。また、特定の社会保険料や寄付金についても控除の対象となることがあります。還付については、過払いの税金がある場合、確定申告を通じて還付を受けることが可能です。日本人労働者は、インドネシアの税制を理解し、適切な確定申告を行うことで、税金の負担を軽減できます。

●日本の確定申告との違い

日本人がインドネシアで確定申告を行う際には、日本との違いを理解することが重要です。まず、申告期限が日本は 2 月 16 日から 3 月 15 日に対し、インドネシアでは 3 月 1 日から 3 月 31 日までと国によって異なります。また、インドネシアでは納税義務がある全ての個人が申告を行う必要があり、日本のように給与所得者で年末調整が完了している場合は申告不要ということはありません。

●まとめ

インドネシアでの確定申告は、日本人にとって予期せぬトラブルが発生しやすいものです。トラブル回避のためには、まず期限内に申告することが重要です。遅延は罰金を招く可能性があるため、日程を厳守しましょう。また、収入や資産の正確な記録を維持することで、誤申告を防げます。インドネシアの税法は複雑なので、我々のような専門家のアドバイスを受けることも一つの方法です。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：
PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）
President ： 古賀　晶子
住所：
Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950
E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容:
各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

法人税の見積納税制度に関する改正について
＜マレーシア＞

Kato Business Advisory
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director
日本国公認会計士
加藤 芳之氏

＜ポイント＞
・マレーシアのユニークな見積納税制度の概説
・見積納税額の 11 ヶ月目の変更が可能になる

＜マレーシアのユニークな見積納税制度＞

Ｎ子：加藤さん、本日も 2024 バジェットのご解説ですね？
加藤：はい。今回は法人税の見積納税制度に関する改正について、お話させて頂きます。
Ｎ子：宜しくお願い致します。
加藤：Ｎ子さん、法人税の見積納税って知ってます？
Ｎ子：ああ、なんか法人税なのに毎月払わされるやつですね？
加藤：そうです、そうです。日本でも、中間納税は年に 1 回だけで、他国の事を詳しく調べた訳ではありませんが、法人税の毎月納税というのは、かなり変わっていると思うんですよね。
Ｎ子：そうですよね。
加藤：簡単に説明すると、事業年度開始 30 日前に当該事業年度の見積納税額をＩＲＢ（国税）に提出し、2ヶ月目から12等分された金額を毎月納めるという制度です。
Ｎ子：しかし、事業年度の開始前に、精度の高い見積りなどできませんよね？
加藤：そうなんです。ただ、この事業年度開始前の見積税額は、前年度の見積税額（又は修正見積税額）の 85%以上でなければならないという規則があるので、通常は機械的に、前年度（今走ってる事業年度）の見積税額の 85%で提出します。
Ｎ子：仮に当該事業年度の業績が凄く悪くなると分かっていてもですか？
加藤：そうです。
Ｎ子：理不尽ですね。。
加藤：そうなんですよ。しかし、悪法も法なりで、仕方ないですね。ただ、6 ヶ月目と 9 ヶ月目に見積税額を修正できるので、例えば当該事業年度の業績が極端に悪い場合は、6 か月目に修正し、それ以降の見積税額をゼロにすることも可能なんです。
Ｎ子：なるほど。どっちにしても、半年くらいは前年度の 85%をベースとした金額を払わなければならないんですね。やっぱり、なんか理不尽。。
加藤：まあ理不尽ですね。。
Ｎ子：はい。。
加藤：この 6 か月目と 9 ヶ月目の修正に加え、新たに 11 ヶ月目も修正できるようになるというのが、今回の改正です。
Ｎ子：良い事ですよね？
加藤：そうなんです。と言うのも、過少見積についてはペナルティもありますので、なるべく事業年度末に近いタイミングで見積税額を修正できるというのは、とても有り難いことなんです。
Ｎ子：ああ、過少見積りにはペナルティもかかるんですか？
加藤：そうなんです。最終的に、見積税額のトータルが確定申告額より 30%以上低い場合、30%超える過少額に対して 10%のペナルティが課せられます。
Ｎ子：なるほど。そうなると、今回の改正は大きいですね。
加藤：そうですね。もともと 9 ヶ月目の修正がラストだったので、8 ヶ月の実績に基づいて残り 4 ヶ月の業績予想と見積納税額の算定が必要だったので、精度が出せなかったんですよ。
Ｎ子：なるほど。
加藤：11 か月目の修正ということは、10 ヶ月の実績

が見れますので、また残りの予測が２ヶ月なので、見積もりの精度はかなり上がると思います。納税者にとっては、とても良い改正ですね。

Ｎ子：いつからですか？

加藤：2024 年度（例えば３月決算の場合は２０２４/３締めの決算）からの発効です。

Ｎ子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤　芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：＋60-12-371-0369

＜香港の冬の過ごし方＞

香港マイツビジネスコンサルティング

冬でも温暖な香港ですが、さすがに 20 度を下回ると肌寒く、10 度近くまで下がると耐え忍ぶのが非常に辛くなります。12 月 22 日は冬至でしたが、市内の気温が 8.6 度を記録し、近年稀に見る寒い冬至となりました。広東省では雪が見られた場所もあったようです。

冬の日本の方が寒いとはいえ、日本は暖房に頼っているため室内では快適に過ごすことができます。10 度近くになっても暖房なしで過ごすとなれば日本より香港の環境の方が体感温度は寒くなります。香港にも暖房がないわけではありませんが、一般的に香港人は暖房を好みません。一日中、高層ビルやマンションなどコンクリートに囲まれ生活しているため、香港人は窓を閉め切ることを嫌がりますし、年中エアコンをつけて空気が流れていることを快適と感じます。そのため窓を閉め切って暖房をつけるなどもってのほか、サウナの中にいるように息苦しく感じてしまいます。このような状態を広東語で「焗(ゴッ)」と表現します。香港人は寒い日にもエアコンをつけ、窓を開けて過ごし、室内でも外にいるような厚手のジャケットを着て寒さをしのぎます。

寒い時、身体を中から温めるというのも香港人ならではの考え方です。夏でも冷たいものを飲むと体が冷えるので常温の飲料を飲むのはもはや当たり前ですが、冬には尚さら温かいもの、身体を温める物を好んで食べます。冬の香港で食べる定番の料理を挙げてみましょう。

火鍋：大人数で鍋を囲むのは香港も同じ、最近は火鍋も年中食べられるようになりましたが、やはり夏に食べるより冬の方が、身体が芯から温まりそうです。香港の火鍋はスープも具材もバリエーション豊富です。

蛇料理：蛇も年中食べられますが、冬の蛇は特に脂が乗っており、身体を温めてくれます。香港内にある蛇料理の専門店では蛇のスープ「蛇羹」が食べられます。蛇といってもまるごと 1 匹が原型のままスープに入っているわけではなく、とろみの付いたスープに、細かく切った他の具材と千切りにした蛇の肉が入っているので、それほど抵抗なく食べられます。蛇肉の食感や味は鶏肉に近いです。

煲仔飯：土鍋の炊き込みご飯です。店先にコンロや七輪を並べた専門店が各地にあり、冬になると繁盛します。オーダーが入ってから炊き上げるので、待ち時間はかかりますが、炊き立てでアツアツの土鍋ご飯は絶品です。

焼き芋、焼き栗：冬になると道端に石焼き芋屋さん、石焼き栗屋さんが現れます。近代的な都市に不釣り合いの移動式屋台ですが、どこかノスタルジーを感じてしまう、冬の香港には欠かせない風景です。

臘味：香港でよく見られる塩漬けの保存肉です。ソーセージやサラミのような長細い肉が吊ってあるのをレストランのガラス張りの厨房や、市場などで見かけたことがあるかもしれませんね。秋～冬の乾燥した季節に美味しくなるとされています。様々な種類があり、香港の料理に使われていることもあるので、知らない間に食べている人も多いでしょう。飲茶で定番のちまき「糯米鶏」、大根餅の「蘿蔔糕」、蒸しパンで巻いた「臘腸卷」、炒飯などに、細かく切ったものが使われています。

せっかくなので「臘味」について少し詳しく紹介しましょう。

かつて冷蔵庫が無かった時代、人類は様々な方法で食べ物の長期保存を試みてきました。「臘」というのは塩漬けの技術で、中国の古書「易経」にすでに登場

しており、2000 年前からその保存技術があったとされます。「臘味」は中国全土にあり、地域によって様々な食材と異なる方法で製造されています。一般的なのは「臘味（ソーセージ風のもの)」「臘鴨（アヒル肉)」「臘鶏（鶏肉)」、また魚を使った「臘魚」もあります。香港で一般的なのは「広東臘味」という製法で、甘味があるのが特徴です。油、塩、醤油、砂糖、酒などに漬けて製造します。外で食べる場合は香港内に「臘味」の専門店がありますので、気軽にレストランで味わうこともできます。

以下は「広東臘味」を代表するものです。

「臘腸」は、豚肉の脂身と赤身と調味料を混ぜ合わせたものをソーセージのごとく豚や羊の小腸に流し込み、乾燥させたものです。鮮やかな赤色をしています。

「膶腸」も同じくソーセージの形をしていますが、肉にレバーを加えています。昔は豚レバーでしたが、現在は鴨レバーが主流です。 広東語ではレバーのことを「肝」ではなく「膶」と言うことがありますが、これは「肝」の発音が「乾」と似ているためです。「膶」は「潤」と同じ発音になり、乾くより潤う方が、運気が上がりそうなのでレバーのことを「膶」と言います。こちらは黒っぽくずっしりしています。

「臘肉」は、漬け込んだ豚バラ肉を自然乾燥やオーブンで乾燥させたものです。製造方法がシンプルなので自宅で作る人もいるくらいです。スライスして野菜と炒める調理方法に向いています。

「臘鴨」は、アヒルの内臓を洗い、塩で漬け込んだものです。非常に傷みやすいため、製造時には塩を大量に使っています。そのまま食べるには塩辛いので、通常は調理前に熱湯などで塩抜きをします。

香港の短い冬には是非、冬の定番料理を食べて身体を温めましょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：
香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。
上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。
－お問い合わせ先－
事務所所在地
Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
Tel：+852-2959-1320
E-mail ：cs@myts.com.hk
URL ：http://www.myts.co.jp

中国子会社に対する親子ローンにかかる留意事項

～外債投資枠に係る投注差 VS マクロプルーデンス方式と、日本の移転価格税制の規定変更～

株式会社マイツ
国際事業部　中国室室長
米国公認会計士　古谷 純子氏

中国子会社の資金繰り支援に頻繁に用いられる手段として、親子ローンが挙げられます。

親子ローンの手続きは、他の行政手続き（Ex. 清算や組織再編）と同様に許認可事項の権限移譲など簡素化、迅速化が進んでいます。また、これまでは現地法人が海外から資金を調達する際には“投注差”と呼ばれる外債登記可能枠に基づき、資金調達可能額を算出していましたが、現在は“マクロプルーデンス”方式も加わっています。

更に、日本側の税務の観点では、2022 年 6 月の「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正により、従来通りの親子ローン金利の設定では移転価格税制のリスクが生じ得ます。

この為、中国と日本の双方の観点から親子ローンにかかる最新トピックを含み留意事項を説明します。

1. 親子ローンの手続きフロー

親子ローンにかかる主要な手続きフローは、下表 1 の通りです。

【表 1】

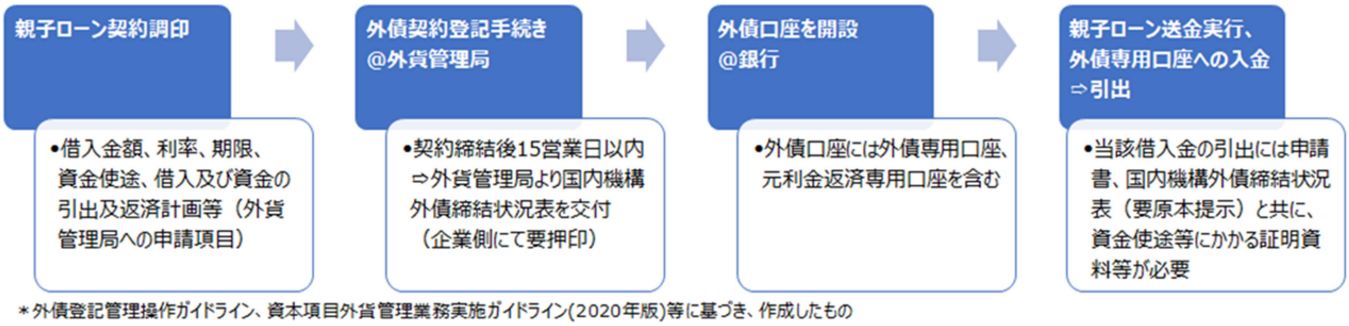

＊外債登記管理操作ガイドライン、資本項目外貨管理業務実施ガイドライン(2020年版)等に基づき、作成したもの

匯発[2013]19 号[i]以降、各種外貨管理規定や会社法（2018 年改正）等の施行により、外債専用口座開設にかかる審査権限の取扱銀行への移譲や同口座の開設数の制限撤廃[ii]など、親子ローンを始めとした外債関連の手続きが大幅に簡素化されています。

2. 中国側の直近トピック ～マクロプルーデンス方式～

更に、外債限度額の計算にも変更が加えられており、従来の投注差方式では、工商企字「1987」第 38 号[iii]に則り、一定比率で算出された総投資額と登録資本金の差額、すなわち“投注差”の金額が海外資金の調達可能上限額（外債借入限度額）となりました。親子ローンを含む海外からの資金調達額等をこの投注差枠に収まるよう残高管理し、もし中長期借入などで投注差枠を費消すれば増資等により新たな枠の創出が求められました。

一方、2016 年以降、この投注差方式に加えて、現地法人の純資産額を基にした外債借入限度額と諸要素を加味して外債借入残高を算出する“マクロプルーデンス”管理モデルが導入されました[iv]。このマクロプルーデンス方式では、現状、2023 年 7 月より純資産の 3 倍を外債借入限度額[v]とし、また外債借入残高は実際の借入金額を基準として、更にマクロプルーデンス政策因数、借入通貨や借入期間を加味して外債残高を算出します[vi]。

両方式の最大の差異は、上記の**残高管理方法と返済後に借入枠が復活するか否か**にあります。投注差方式は外貨建ての（返済期間 1 年以内の）短期借入以外は全て累計発生額としてカウントする為、当該累計発生する借入を返済しても投注差枠は復活しません。一方、マクロプルーデンス方式では通貨や借入期間を問わず残高管理ですので返済すれば借入可能枠は復活します。後者では、借入可能金額を直近の純資産に基づき確定する為、もし旧制度（投注差のみ）にて既に借入があり、内部留保が潤沢な会社であれば、切替の選択肢が有り得ますが、その後、外債契約登記手続き時に**一旦いずれかの方式を選択すれば変更ができない建付け**です。

実務的な補足として、投注差方式では登録資本金≠払込資本金の場合、払込資本金に基づき投注差枠を計算します。また増資時には、都度の払込金額に基づき投注差枠を設定していましたが、工商企字「1987」第 38 号の失効[vii]等に伴い、現在、一部地域では**払込資本金の累計金額での設定が容認**されています（下表 2 参照）。

【表 2】

投注差枠の設定金額例 1（1 回目：払込資本金 100 万、2 回目：払込資本金 110 万と仮定＜単位米ドル＞）	
従来の投注差枠	**総投資額**：（100 万÷0.7＋110 万÷0.7）＝300 万 **投注差　**：（**総投資額** 300 万-**払込資本金** 210 万）＝**90 万**
一部地域での投注差枠	**総投資額**：（100 万＋110 万＝）210 万÷0.5　＝420 万 **投注差　**：（**総投資額** 420 万-**払込資本金** 210 万）＝**210 万**

総投資額を払込資本金の累計金額で算出時、
総投資額や登録（払込）資本金の割戻比率の変化（Ex.0.7⇨0.5）の恩恵を受ける場合、投注差枠が増大!!

一方、マクロプルーデンス方式では、純資産額は直近の監査報告書に基づき、確定します。従い、もし年度監査を経ていない設立直後の外債借入であれば同方式は利用できません。また、借入発生時の純資産額と関連する為、投注差方式とは異なり枠のみの事前確保はできず、旧制度から（投注差→マクロプルーデンスへ）変更する場合、実際の借入時に外債方式の変更申請をします。

3. 「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正

日本側の税務の論点として、2022 年 6 月改正の「移転価格事務運営要領」（以下“新運営指針”と表記）が挙げられます[viii]。（金銭の貸付け等を業としない）一般事業会社では親子ローンの金利の設定方法や債務保証料率等に変更が加えられ、令和 4 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税の調査等から適用されました。

新運営指針の適用以前は、親会社が銀行から借入した資金調達金利をカバーできる程度の金利を上乗せする“コストカバー”や、金融機関からの見積り/意見書に基づく金利の設定も可能でした。しかし、新運営指針は OECD 移転価格ガイドラインの改正[ix]等を反映しており、独立企業間の金融取引を前提とした比較可能性（親子ローン）や経済的便益（債務保証）等の検討を要求しています。従い、仮に貸手を親会社とすれば、**独立価格比準法等[x]により、海外子会社の信用力を適切に評価した（Ex. 海外子会社の信用格付評価の）結果に基づき、マーケットの金利水準を参照して金利を設定する**ことが原則的な対応となり、例えば従来に見受けられた取引先銀行への照会レートを基にした親子ローン金利の設定方法は、形式的には容認されない建付けになりました。

4.留意事項

中国現地法人に対する親子ローンは、上述の通り、大幅に簡素化が進み利便性が向上し、またマクロプルーデンス方式での借入れも散見されています。尚、同方式では投注差方式とは異なり、資本金が少額でも外債借入可能額は増大します。現地調達の借入も含め、有利子負債比率が高ければ過小資本税制にもご留意ください[xi]。

寧ろ、直近の親子ローンにかかる留意事項は日本側にあり、新運営指針に則り適切に親子ローン金利を設定する必要があります。親子ローン金利等は、今後、日本側の税務調査等での指摘事項となり得る論点と言えます。もし新運営指針の原則的な取扱いから外れた親子ローン金利を適用している場合には、当該移転価格リスクの検討や、必要に応じた（現地法人の信用調査格付けの取得、若しくは、その他代替措置の要否、対策の導入等について）、個別・具体的に税務の専門家等との慎重なご検討をお勧めします。

[i] 同規定の付則（外債登記管理弁法、外債登記管理操作ガイドライン）原文は右記 URL の通り。URL：fbab6658b5fb46dd87320abc933e5afd.pdf（safe.gov.cn）
[ii] 原文（匯発「2019」28 号）の原文は右記 URL の通り。URL：国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知_国务院部门文件_中国政府网（www.gov.cn）
[iii] 原文は右記 URL の通り。URL：【关于中外合资经营企业注册资本与投资总额比例的暂行规定】-国家发展和改革委员会（ndrc.gov.cn）
[iv] 右記 URL 等を参照のこと。URL：中国人民银行关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知（pbc.gov.cn）
[v] マクロプルーデンス調節係数の調整（1.25→1.5）による。原文 URL：中国人民银行、国家外汇局上调跨境融资宏观审慎调节参数（pbc.gov.cn）
[vi] 計算方法の具体例は、マイツグループニュースレター上海通信【2020 年 6 月】号を参照のこと。但し外債枠は純資産の 3 倍に変更されており、注意が必要。
また、上海通信を含む同ニューズレターは右記 URL の通り。URL：ニューズレター アーカイブ｜株式会社マイツ（myts.co.jp）
[vii] 工商弁字「2017」205 号による。原文は下記 URL の通り。
URL：工商总局关于公布规范性文件清理结果的公告　　工商总局规范性文件清理结果目录_2018 年第 9 号国务院公报_中国政府网（www.gov.cn）
[viii] 「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)｜国税庁（nta.go.jp）c
[ix] 当該ガイドラインの日本語訳は、国税庁の右記 URL を参照のこと。URL：2022translated.pdf（nta.go.jp）
[x] 独立価格比準法を含む、比較可能性の検討に対する考え方の詳細は、国税庁の下記 URL 等を参照のこと。
URL：移転価格課税における比較可能性の要件について（nta.go.jp）
[xi] 非金融企業では（借入等の）債権性投資と（出資等の）権益性投資の基準比率 2:1 を超過した利息支出の損金処理は認められない。財税「2008」121 号等を要参照。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。
上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ
【URL】：http://www.myts.co.jp
【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324
【問い合わせ窓口】
篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。